

○宜野湾市景観条例施行規則

平成28年6月20日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び宜野湾市景観条例（平成27年宜野湾市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令、条例及び法第8条第1項の規定により市が定める景観計画において使用する用語の例による。

(行為の届出等)

第3条 条例第9条第2項の規定による届出は、宜野湾市景観計画区域内行為届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる行為の種類に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、宜野湾市景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）に別表第1に掲げる行為の種類に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、別表第1に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(行為における規模の算定基準)

第4条 条例第10条に規定する行為の規模の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の延べ面積は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準じて算出したものとする。
- (2) 建築物の高さは、建築物が接する平均地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとする。
- (3) 工作物の高さは、工作物が接する平均地盤面から上端までとする。ただ

し、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する平均地盤面から工作物の上端までとする。

(事前協議の方法等)

第5条 条例第13条第3項の規定による事前協議は、条例第9条第2項の規定による届出のおおむね30日前を目安として開始しなければならない。

2 前項の事前協議は、宜野湾市景観計画区域内行為事前協議書(様式第3号。以下「事前協議書」という。)に、行為の種類に応じて別表第2に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

4 市長は、提出された事前協議書について、その内容が景観計画に定める法第8条第2項第2号の規定に基づく基準に適合していない場合は、宜野湾市景観計画区域内行為の事前協議指摘事項記載書(様式第4号)により、事前協議書の提出者に通知しなければならない。

5 前項の規定により適合していないと指摘を受けた事業者は、その指摘事項に基づいて行為内容の改善に努めなければならない。

6 市長は、事前協議が完了したときには、速やかに宜野湾市景観計画区域内行為の事前協議完了通知書(様式第5号)により、事前協議書の提出者に通知するものとする。

(適合通知)

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかに内容を審査し、景観計画に定める法第8条第2項第2号の規定に基づく基準に適合すると認めるときは、宜野湾市景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等勧告書(様式第7号)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第8条 法第16条第5項の規定による通知は、宜野湾市景観計画区域内行為通知書（様式第8号）に、行為の種類に応じて別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項の規定による協議を求めるときは、宜野湾市景観計画区域内行為協議書（様式第9号）によるものとする。

（届出をした者に対する変更命令）

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等命令書（様式第10号）によるものとする。

2 法第17条第4項の規定による通知は、宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（様式第11号）によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、宜野湾市景観計画区域内行為原状回復等命令書（様式第12号）によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、宜野湾市景観計画区域内行為状況等報告書（様式第13号）によるものとする。

5 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第14号）によるものとする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第10条 市長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、宜野湾市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（様式第15号）により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（公表する事項）

第11条 条例第16条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とし、告示及びその他の方法により行うものとする。

（1）氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

（2）命令の対象となった行為、位置及び区域

（3）命令の内容に従わなかった事実

（完了届）

第12条 条例第18条の規定による届出は、宜野湾市景観計画区域内行為完了届（様式第16号）によるものとする。

（景観重要建造物の指定の提案）

第13条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、宜野湾市景観重要建造物指定提案書（様式第17号）によるものとする。

2 法第20条第3項の規定による通知は、宜野湾市景観重要建造物非指定通知書（様式第18号）によるものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第14条 法第21条第1項の規定による通知は、宜野湾市景観重要建造物指定通知書（様式第19号）によるものとする。

2 市長は、法第21条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 景観重要建造物の名称

（3） 指定の理由となった外観の特徴

3 市長は、前項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 市長は、条例第19条第2項に規定する当該景観重要建造物の指定を解除したときは、前項の標識を速やかに撤去するものとする。

（景観重要建造物の現状変更許可の申請等）

第15条 法第22条第1項の許可の申請は、宜野湾市景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第20号）によるものとする。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、宜野湾市景観重要建造物現状変更許可書（様式第21号）により、通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、宜野湾市景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第22号）により、通知するものとする。

（原状回復等の命令）

第16条 法第23条第1項に規定する命令は、宜野湾市景観重要建造物原状回復等

命令書（様式第23号）によるものとする。

（管理に関する命令又は勧告）

第17条 法第26条に規定する命令は、宜野湾市景観重要建造物管理改善等命令書（様式第24号）によるものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、宜野湾市景観重要建造物管理改善等勧告書（様式第25号）によるものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第18条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、宜野湾市景観重要建造物指定解除通知書（様式第26号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第19条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、宜野湾市景観重要樹木指定提案書（様式第27号）によるものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、宜野湾市景観重要樹木非指定通知書（様式第28号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第20条 法第30条第1項の規定による通知は、宜野湾市景観重要樹木指定通知書（様式第29号）によるものとする。

2 市長は、法第30条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 景観重要樹木の樹種

（3） 指定の理由となった樹容の特徴

3 市長は、前項の標識を、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 市長は、条例第19条第2項に規定する当該景観重要樹木の指定を解除したときは、前項の標識を速やかに撤去するものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請等）

第21条 法第31条第1項の許可の申請は、宜野湾市景観重要樹木現状変更許可申

請書（様式第30号）によるものとする。

2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、宜野湾市景観重要樹木現状変更許可書（様式第31号）により、通知するものとする。

3 市長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、宜野湾市景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第32号）により、通知するものとする。

（原状回復等の命令）

第22条 法第32条第1項に規定する命令は、宜野湾市景観重要樹木原状回復等命令書（様式第33号）によるものとする。

（管理に関する命令又は勧告）

第23条 法第34条に規定する命令は、宜野湾市景観重要樹木管理改善等命令書（様式第34号）によるものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、宜野湾市景観重要樹木管理改善等勧告書（様式第35号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定の解除）

第24条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、宜野湾市景観重要樹木指定解除通知書（様式第36号）によるものとする。

（所有者等の変更の届出）

第25条 法第43条の規定による届出は、宜野湾市景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者変更届出書（様式第37号）によるものとする。

（景観アドバイザーの役割）

第26条 条例第23条の宜野湾市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は景観まちづくりに関する事項について、技術的指導、助言等として、次に掲げる職務を行うものとする。

- （1） 法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為に係る技術的指導又は助言に関すること。
- （2） 公共施設の整備に対する技術的指導又は助言に関すること。
- （3） 本市が行う風景づくりの取組に対する技術的支援又は助言に関すること。
- （4） その他良好な風景づくりに関する技術的支援又は助言に関すること。

(アドバイザーの委嘱)

第27条 アドバイザーは、8人以内とし、次に掲げる専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画
- (2) 土木
- (3) 建築
- (4) 造園
- (5) 彫刻

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる分野以外の分野の専門的知識を有する者を、アドバイザーに委嘱することができる。

(アドバイザーの任期)

第28条 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(委任)

第29条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月21日から施行する。

別表第1 (第3条、第8条関係)

図書	1 建築物		2 工作物		3 開発行為
	新築、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	新設、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	4 土地の形質の変更 5 木竹の伐採 6 屋外における物件の堆積

1) 委任状 届出事務を別の者が行う場合	○	○	○	○	○
2) 景観形成基準適合チェックシート (様式第38号)	○	○	○	○	○
3) 付近見取図 ①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	○	○	○	○	○
4) カラー現況写真 行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	○	○	○	○	○
5) 配置図 縮尺 1 / 200程度 ①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩	○	○	○	○	○ (縮尺 1 / 500程度)

敷地及び道路の高低差 ①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②垣、柵、塀、張り芝等の位置 ③外構施設の位置及び材料 ④現況写真の撮影位置及び撮影方向					
6) 各階平面図 縮尺 1 / 100程度 ①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置	○		○		
7) 2面以上の立面図 縮尺 1 / 100程度 ①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩 (マンセル値表示)	○	○ カラー写真に代えることができる	○	○ カラー写真に代えることができる	
8) 2面以上の断面図 縮尺 1 / 100程度	○	○	○	○	

<p>①縮尺 ②寸法</p> <p>③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ</p>					
<p>9) 現況図</p> <p>縮尺 1 / 500程度</p> <p>①縮尺 ②方位</p> <p>③行為地及び周辺の土地利用状況</p> <p>④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向</p>					<p>○</p> <p>(6 屋外における物件の堆積は不要)</p>
<p>10) 計画図</p> <p>縮尺 1 / 500程度</p> <p>①縮尺 ②方位</p> <p>③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画</p>					<p>○</p> <p>(4 土地の形質の変更では、⑤行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模を追加)</p>
<p>11) 縦横断面図</p>					<p>○</p>

縮尺1／500程度 行為の前後におけ る土地の縦横断図					(6 屋外に おける物件の 堆積は不要)
12) その他 参考となるべき事 項を記載	○	○	○	○	○

別表第2 (第5条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
事前協議に 係る図書 (共通)	付近見取図 (縮尺1／ 2500程度)	当該行為を行う土地の区域及びその周 辺(当該地域から半径約250m)の状況を 表示する図面で、次の各項目がわかるも の (1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路・公園等の公共施設 (4) 目標となる地物 (5) 当該区域の位置	
	付近現況説明 資料	(1) 2方向以上から行為の場所を撮 影したカラー写真 (2) 行為の場所周辺を含めて撮影し たカラー写真 (3) 現況写真の撮影位置及び撮影方 向がわかる図面	
	敷地内現況図	当該行為を行う土地の区域の現在の状 況を示す図面で、建築物、工作物、緑地、 歴史及び文化的な価値を持つ史跡等を 明示したもの	

眺望状況説明 図	当該行為を行う土地の区域の周辺（当該区域から半径約2.5km）を示す図面で、周辺の主要な視点場からの当該区域の見え方等の眺望景観の状況を明示したもの	
平面図	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面で、行為の位置、ゴミ置き場、緑地、外構等を明示したもの	ラフ図可
各面立面図	屋根の形状をわかりやすく明示したもの	ラフ図
工程表	工事完了までのスケジュール	
その他	市長が必要と認めるもの	

様式第1号（第3条関係）

宜野湾市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印
連絡先

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観法第16条第1項の規定による届出について、次のとおり届け出ます。

条例第13条の 事前協議完了日	年 月 日 (第 号)			
行為の 場所	地名地番	宜野湾市		
	景観計画 に基づく 地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域	
他法令による 地区指定等の 状況	<input type="checkbox"/> 用途地域 ()			
	<input type="checkbox"/> 建蔽率 (%)	<input type="checkbox"/> 容積率 (%)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕		
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕		
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更			
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積			
届出 内容 の 照会 先	代理人	住所 氏名 連絡先		
	設計者	住所 事業所名 連絡先 (担当者)		
	施工者	住所 事業所名 連絡先 (担当者)		
※ 宜野湾市受付				

- 備考 1 該当する項目の「」内に印を付けてください。
2 宜野湾市景観条例施行規則別表第1に定める図書を行為の種類に応じて添付してください。
3 行為の概要については、別紙1から別紙6を行為の種類に応じて添付してください。
4 景観形成基準適合チェックシートを行為の場所に応じて添付してください。
5 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙3（開発行為に関する行為の概要）

行為の目的			
方法	区域面積	m ²	
	法面・擁壁	種別	<input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> 擁壁
		高さ	m
		長さ	m
		勾配	度
仕上方法			
緑化	緑化面積	樹木による緑化（ m ² ）	芝・花壇等による緑化（ m ² ）
		工作物上の緑化（ m ² ）	可動式植栽基盤による緑化（ m ² ）
		緑化面積の合計（ m ² ）	割合（敷地面積の %）
樹木本数	中高木	本	
その他			

- 備考 1 「行為の目的」欄は、目的を具体的に記入してください。
 2 該当する項目の「」内に✓印を付けてください。
 3 「法面・擁壁の仕上方法」欄は、種子吹き付け・石積擁壁など具体的に記入してください。
 4 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

別紙4（土地の形質の変更に関する行為の概要）

行為の目的			
方法	区域面積	m ²	
	法面・擁壁	種別	<input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> 擁壁
		高さ	m
		長さ	m
		勾配	度
仕上方法			
緑化	緑化面積	樹木による緑化（ m ² ）	芝・花壇等による緑化（ m ² ）
		工作物上の緑化（ m ² ）	可動式植栽基盤による緑化（ m ² ）
		緑化面積の合計（ m ² ）	割合（敷地面積の %）
樹木本数	中高木	本	
その他			

- 備考 1 「行為の目的」欄は、目的を具体的に記入してください。
 2 該当する項目の「」内に✓印を付けてください。
 3 「法面・擁壁の仕上方法」欄は、種子吹き付け・石積擁壁など具体的に記入してください。
 4 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

別紙5（木竹の伐採に関する行為の概要）

行為の目的		
方法	区域面積	m ²
	位置	道路等公共空間からの距離 m
その他		

- 備考 1 「行為の目的」欄は、目的を具体的に記入してください。
 2 「その他」欄は、行為に関して特筆すべき事項があれば記入してください。
 3 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

別紙6（屋外における物件の堆積に関する行為の概要）

行為の目的		
方法	物件の種類	
	面積	m ²
	堆積の高さ	m
	位置	道路等公共空間からの距離 m
	堆積の期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他		

- 備考 1 「行為の目的」欄は、目的を具体的に記入してください。
 2 「その他」欄は、行為に関して特筆すべき事項があれば記入してください。
 3 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

宜野湾市景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印
連絡先

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観法第16条第2項の規定による届出について、次のとおり届け出ます。

既存届出	届出日		年 月 日			
	適合 通知書	番号	第 号			
		通知日	年 月 日			
行為の場所	地名地番	宜野湾市				
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域			
		<input type="checkbox"/> 暮らし場地域				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の修繕
		<input type="checkbox"/> 外観の様替		<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の修繕
		<input type="checkbox"/> 外観の様替		<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積					
変更の概要	変更前					
	変更後					
変更の理由						
※ 宜野湾市受付						

- 備考 1 該当する項目の「」内に \checkmark 印を付けてください。
 2 「変更の概要」欄は、変更前及び変更後の概要を具体的に記入してください。
 3 宜野湾市景観条例施行規則別表1に定める図書のうち、当該変更の内容を明らかにする図書を添付してください。
 4 行為の概要については、様式第1号の別紙1から別紙6を行為の種類に応じて、当該変更に係る部分のみ記入して添付してください。
 5 景観形成基準適合チェックシートは、行為の場所に応じて当該変更に係る部分のみ記入して添付してください。
 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

宜野湾市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印
連絡先

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

宜野湾市景観条例第13条第3項の規定による事前協議について、次のとおり提出します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市			
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域		
他法令による地区指定等の状況		<input type="checkbox"/> 用途地域 ()			
		<input type="checkbox"/> 建蔽率 (%)	<input type="checkbox"/> 容積率 (%)		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕			
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕			
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更			
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更				
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積				
届出内容の照会先	代理人	住所 氏名 連絡先			
	設計者	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
	施工者	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
※	宜野湾市受付				

- 備考 1 該当する項目の「」内に \checkmark 印を付けてください。
2 宜野湾市景観条例施行規則別表第1に定める図書を行為の種類に応じて添付してください。
3 行為の概要については、様式第1号の別紙1から別紙6を行為の種類に応じて添付してください。
4 景観形成基準適合チェックシートを行為の場所に応じて添付してください。
5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為の事前協議指摘事項記載書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで提出のあった事前協議書について、宜野湾市景観計画に定められた当該行為の制限に適合しない事項がありますので、宜野湾市景観条例施行規則第5条第4項の規定により、次のとおり指摘事項を通知します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市	
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積
指摘事項等	適合しない事項		
	適合しないと認められる理由		
	とるべき措置		

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為の事前協議完了通知書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで提出のあった事前協議書について、宜野湾市景観条例第13条第3項の規定による事前協議が完了したので通知します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市				
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の修繕
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替		<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の修繕
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替		<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積					
備考						

備考 届出に対しての意見等がある場合は、備考欄に記載します。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、宜野湾市景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市	
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕	
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕	
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更		
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		
景観計画区域内行為届出日	年 月 日		
備考			

- 備考 1 当該行為の届出については、建築基準法をはじめ各種法令、条例等の審査は行っておりません。
- 2 届出内容に変更が生じた場合は、景観法第16条第2項の規定に基づき、変更の届出が必要です。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等勧告書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限

年 月 日

5 報告期限

年 月 日

6 報告先

様式第8号（第8条関係）

宜野湾市景観計画区域内行為通知書

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
通知者 氏名
電話 印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市			
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域		
行為の種類	他法令による地区指定等の状況	<input type="checkbox"/> 暮らし場地域			
		<input type="checkbox"/> 用途地域 ()			
		<input type="checkbox"/> 建蔽率 (%)		<input type="checkbox"/> 容積率 (%)	
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕			
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕			
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更			
<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更				
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積				
届出内容の照会先	住所 名称・所属 連絡先 (担当者)				
※ 宜野湾市受付					

- 備考 1 該当する項目の「□」内に✓印を付けてください。
2 宜野湾市景観条例施行規則別表第1に定める図書を行為の種類に応じて添付してください。
3 行為の概要は、様式第1号の別紙1から別紙6を行為の種類に応じて添付してください。
4 景観形成基準適合チェックシートを行為の場所に応じて添付してください。
5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為協議書

様

宜野湾市長

印

景観法第16条第6項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の
行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

1 通知のあった行為

2 協議事項

様式第 10 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等命令書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。なお、この命令に従わない場合は、景観法第 102 条第 1 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 11 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

様

宜野湾市長 印

年 月 日付で届出のあった行為について、景観法第 17 条第 4 項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

様式第 12 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為原状回復等命令書

様

宜野湾市長

印

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第 17 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 101 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 13 号 (第 9 条関係)

宜野湾市景観計画区域内行為状況等報告書

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 17 条第 7 項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を、次のとおり報告します。

行為の場所	地名地番	宜野湾市	
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域 <input type="checkbox"/> 海岸周辺地域 <input type="checkbox"/> 暮らし場地域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕	
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕	
		<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
<input type="checkbox"/> 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更		
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		
変更命令等の内容			
措置の実施状況			

備考 1 該当する項目の「」内に印を付けてください。

2 宜野湾市景観条例施行規則別表第 1 に定める図書のうち、措置の実施状況の内容を明らかにする図書を添付してください。

様式第 14 号（第 9 条関係）

身分証明書

（表）

8.5 センチメートル		5.3 センチメートル
身分証明書		
（景観法第 17 条第 8 項及び第 23 条第 3 項の規定による）		
写 真	有効期限 交付日から 1 年	
	年 月 日 発行	
	所属及び氏名	
	宜野湾市長	印

（裏）

この者は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第 7 項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第 23 条第 2 項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。

関係法令 景観法第 17 条（抜粋）

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（略）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下略）

7 景観行政団体の長は、（略）景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

関係法令 景観法第 23 条（抜粋）

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

様式第 15 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

様

宜野湾市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

1 行為の場所

2 行為の期間 年 月 日から 年 月 日

3 行為の種類

4 届出者 住所
氏名

5 行為を着手することができる日 年 月 日

様式第 16 号（第 12 条関係）

宜野湾市景観計画区域内行為完了届

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 16 条の届出行為が完了したので、宜野湾市景観条例第 18 条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の場所	地名地番	宜野湾市	番地
	景観計画に基づく地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域 <input type="checkbox"/> 海岸周辺地域 <input type="checkbox"/> 暮らし場地域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積
条例施行規則第 5 条第 6 項の事前協議完了日		年 月 日 (第 号)	
法第 16 条第 1 項の届出		年 月 日	
法第 16 条第 2 項の届出		年 月 日	
条例施行規則第 6 条の適合通知		年 月 日 (第 号)	
行為の完了日		年 月 日	
※ 宜野湾市受付			

- 備考 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
2 この届出書には、次の写真を添付してください。
① 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出の際に添付した現況カラー写真とおおむね同一範囲を示す行為完了後の写真
② 建築物、工作物にあつては、上記のほか、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出の際に添付した立面図に係る行為完了後の写真
3 ※印の欄は、記入しないでください

宜野湾市景観重要建造物指定提案書

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印
連絡先
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により、景観重要建造物として指定を受けたいので、次のとおり提案します。

提案する建造物の名称	
提案する建造物の所在地	
提案する建造物の外観の特徴	
提案理由	
※宜野湾市受付	

添付図書

- 1 当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す付近見取図(1/2500 以上)
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- 3 景観法第 20 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類

様式第 18 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物非指定通知書

様

宜野湾市長 印

年 月 日付で景観重要建造物の指定の提案があった建造物について、
指定しないこととしたので、景観法第 20 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定しない理由

様式第 19 号(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物指定通知書

様

宜野湾市長 印

景観法第 19 条第 1 項の規定により、下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、同法第 21 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 建造物の所在地
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 同法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

様式第 20 号(第 15 条関係)

年 月 日

宜野湾市景観重要建造物現状変更許可申請書

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 22 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
※処理欄	

※のある欄は、記入しないでください。

添付図書

- 1 当該行為の設計仕様書及び設計図
- 2 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 3 当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 4 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第 21 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物現状変更許可書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施工方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

様式第 22 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物現状変更不許可通知書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 2 項の規定により、許可しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 許可しない理由

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宜野湾市景観重要建造物原状回復等命令書

様

宜野湾市長 印

第 号の許可に係る行為について、景観法第 23 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。なお、この命令に従わない場合は、景観法第 103 条第 7 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該判決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該判決の日から起算して 1 年を経過すると当該判決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宜野湾市景観重要建造物管理改善等命令書

様

宜野湾市長

印

景観重要建造物の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 26 条の規定により、下記のとおり命じます。なお、この命令に従わない場合は、景観法第 105 条の規定により、過料に処せられることがあります。

記

1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 25 号(第 17 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物管理改善等勧告書

様

宜野湾市長

印

景観重要建造物の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 26 条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

様式第 26 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物指定解除通知書

様

宜野湾市長 印

景観法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観重要建造物の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 建造物の所在地
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の解除の日
- 7 指定の解除の理由

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 27 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木指定提案書

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印
連絡先
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定により、景観重要樹木として指定を受けたいので、次のとおり提案します。

提案する樹木の樹種	
提案する樹木の所在地	
樹容の特徴	
提案理由	
※宜野湾市受付	

添付図書

- 1 当該樹木の位置及び当該樹木周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 3 景観法第 29 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類

様式第 28 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木非指定通知書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付で景観重要樹木の指定の提案があった樹木について、指定しないこととしたので、景観法第 29 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 指定しない理由

様式第 29 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木指定通知書

様

宜野湾市長

印

景観法第 28 条第 1 項の規定により、下記の樹木を景観重要樹木に指定したので、同法第 30 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴

様式第 30 号(第 21 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木現状変更許可申請書

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印

連絡先
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 31 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
施 工 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
処 理 欄 ※	

※のある欄は、記入しないでください。

添付図書

- 1 当該樹木の位置及び当該樹木周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 3 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第 31 号(第 21 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木現状変更許可書

様

宜野湾市長

印

年 月 日付で申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 施工方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

様式第 32 号（第 21 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木現状変更不許可通知書

様

宜野湾市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条の規定により、許可しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定の年月日
- 3 樹木の樹種
- 4 許可しない理由

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宜野湾市景観重要樹木原状回復等命令書

様

宜野湾市長 印

第 号の許可に係る行為について、景観法第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。なお、この命令に従わない場合は、景観法第 103 条第 7 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宜野湾市景観重要樹木管理改善等命令書

様

宜野湾市長

印

景観重要樹木の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 34 条の規定により、下記のとおり命じます。なお、この命令に従わない場合は、景観法第 105 条の規定により、過料に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 35 号(第 23 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木管理改善等勧告書

様

宜野湾市長

印

景観重要樹木の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 34 条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

様式第 36 号（第 24 条関係）

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要樹木指定解除通知書

様

宜野湾市長

印

景観法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観重要樹木の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の解除の日
- 7 指定の解除の理由

* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し 6 月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 37 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

宜野湾市景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更届出書

宜野湾市長 殿

住所
届出者 氏名 印

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 43 条の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更になったので、次のとおり届け出ます。

景観重要建造物 又は景観重要樹 木の名称及び指 定 番 号	
所 在 地	
所有者変更年月 日	
変更前の所有者	住 所 氏 名
変更後の所有者	住 所 氏 名
変 更 の 理 由	

景観形成基準適合チェックシート

1) 地域区分 (共通事項)

景観計画に基づく 地域区分	<input type="checkbox"/> 商業・幹線沿道地域	<input type="checkbox"/> 海岸周辺地域
	<input type="checkbox"/> 暮らし場地域	

2) 景観形成配慮事項 (共通事項)

区分	配慮事項の内容	配慮事項の確認
良好な 眺望に 対する 配慮	海、斜面緑地等への眺望を阻害しない配置・規模とすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	周辺の街並みとの調和に配慮し、突出しない規模とすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	周辺への見通しを過度に遮蔽しないこと。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
良好な 景観資源 に対する 配慮	行為地周辺における自然環境や歴史・文化的資源の存在を把握し、その保全や修景への活用を意識すること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	特徴的な水循環が本市の良好な景観を支えていることを意識し、それらに寄与する重要な樹林地の保全や緑化など、地下水の水量・水質にできる限り影響を与えないようにすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	斜面緑地等の自然環境に近接して行為を行う場合は、緑のまとまりや連続性、地域の植生に影響を与えないようにすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	大山湿地に近接して行為を行う場合は、色彩・緑化・照明等に配慮し、田園景観や耕作環境・生態系に影響を与えないようにすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
周辺景観 との調和 に対する 配慮	歴史・文化的資源に近接して行為を行う場合は、色彩・規模・形態意匠等に配慮し、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないようにすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	周辺景観との調和や連続性に配慮した色彩・配置・形態意匠等とすること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	大規模な建築物は、壁面に変化を持たせたり、緑化を積極的に行うなどして、周辺に与える圧迫感を軽減すること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。
	赤瓦・琉球石灰岩・花ブロック等の地域性を表す素材や、木材・石材等の自然素材の活用を努めること。	<input type="checkbox"/> 配慮事項を確認しました。

- 備考 1. 「景観形成配慮事項」は、行為をしようとする際に配慮していただくものです。
 2. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 3. 行為の種類に応じて、別紙1から別紙6を添付してください。

3) 別紙1 景観形成基準(建築物の建築等)

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性											
配置・規模	道路、河川、海岸等の公共空間に圧迫感を与えないよう、公共空間側の敷地境界線からできる限り後退すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間側の敷地境界線から後退して建築 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	景観計画に位置づけた主要な視点場からの眺望を著しく遮らない配置・規模とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 眺望を遮らないよう配置 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
形態意匠	壁面や屋上等に、地域性にそぐわない華美で奇抜な装飾を行わないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 華美な装飾物の設置なし ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
色彩	外壁の大部分を占める色彩(ベースカラー)は、マンセル表色系による明度8以上・彩度2以下とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ベースカラーの色彩基準に適合 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	デザインのアクセントとして、外壁にベースカラーの範囲外の色彩を用いる場合は、以下の基準を満たすこと。 <table border="1" data-bbox="432 1503 770 1733"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>使用できる面積</th> <th>使用できる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>外壁各面の10%以下</td> <td>遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>外壁各面の10%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>外壁各面の5%以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	使用できる面積	使用できる場所	商業・幹線沿道地域	外壁各面の10%以下	遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)	海岸周辺地域	外壁各面の10%以下		暮らし場地域	外壁各面の5%以下		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> アクセントカラーの使用可能面積の基準に適合 <input type="checkbox"/> アクセントカラーを下層部(おおむね高さ10m以下)で使用 ・
地域区分	使用できる面積	使用できる場所													
商業・幹線沿道地域	外壁各面の10%以下	遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)													
海岸周辺地域	外壁各面の10%以下														
暮らし場地域	外壁各面の5%以下														

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性												
緑化	以下の基準により緑化を行うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>緑化面積</th> <th>樹木本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>敷地面積の5%以上</td> <td rowspan="4">緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>敷地面積の15%以上</td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>敷地面積の10%以上</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設</td> <td>上記に5%を上乘せ</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	緑化面積	樹木本数	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	暮らし場地域	敷地面積の10%以上	延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設	上記に5%を上乘せ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規定の緑化面積を確保 <input type="checkbox"/> 規定の樹木本数を確保 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	地域区分	緑化面積	樹木本数													
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上													
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上														
	暮らし場地域	敷地面積の10%以上														
延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設	上記に5%を上乘せ															
緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 地域の植生と調和した種類を使用 <input type="checkbox"/> 公共空間から見える場所を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育が良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 動植物の生息環境や樹木を保存 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
壁面や屋上等で緑化を行う場合は、道路等の公共空間から見えるように工夫すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間から見えるよう壁面・屋上を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
屋上等に設置する建築設備は、位置を工夫するなど、道路等の公共空間から目立たないようにすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 建築設備を公共空間から目立たない場所に設置 <input type="checkbox"/> 建築設備を遮蔽 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
その他、特に留意した点	—	—	—													

- 備考 1. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「□」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

4) 別紙2 景観形成基準(工作物の建設等)

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性											
配置・規模	道路、河川、海岸等の公共空間に圧迫感を与えないよう、公共空間側の敷地境界線からできる限り後退すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間側の敷地境界線から後退して建築 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	景観計画に位置づけた主要な視点場からの眺望を著しく遮らない配置・規模とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 眺望を遮らないよう配置 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
形態意匠	壁面や屋上等に、地域性にそぐわない華美で奇抜な装飾を行わないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 華美な装飾物の設置なし ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
色彩	外壁の大部分を占める色彩(ベースカラー)は、マンセル表色系による明度8以上・彩度2以下とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ベースカラーの色彩基準に適合 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	デザインのアクセントとして、外壁にベースカラーの範囲外の色彩を用いる場合は、以下の基準を満たすこと。 <table border="1" data-bbox="432 1503 770 1733"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>使用できる面積</th> <th>使用できる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>外壁各面の10%以下</td> <td>遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>外壁各面の10%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>外壁各面の5%以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	使用できる面積	使用できる場所	商業・幹線沿道地域	外壁各面の10%以下	遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)	海岸周辺地域	外壁各面の10%以下		暮らし場地域	外壁各面の5%以下		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> アクセントカラーの使用可能面積の基準に適合 <input type="checkbox"/> アクセントカラーを下層部(おおむね高さ10m以下)で使用 ・
地域区分	使用できる面積	使用できる場所													
商業・幹線沿道地域	外壁各面の10%以下	遠方からの眺望に影響の少ない下層部(おおむね高さ10m以下)													
海岸周辺地域	外壁各面の10%以下														
暮らし場地域	外壁各面の5%以下														

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性												
緑化	以下の基準により緑化を行うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>緑化面積</th> <th>樹木本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>敷地面積の5%以上</td> <td rowspan="4">緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>敷地面積の15%以上</td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>敷地面積の10%以上</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設</td> <td>上記に5%を上乘せ</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	緑化面積	樹木本数	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	暮らし場地域	敷地面積の10%以上	延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設	上記に5%を上乘せ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規定の緑化面積を確保 <input type="checkbox"/> 規定の樹木本数を確保 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	地域区分	緑化面積	樹木本数													
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上													
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上														
	暮らし場地域	敷地面積の10%以上														
延べ面積1,500㎡超の宿泊施設および商業施設	上記に5%を上乘せ															
緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 地域の植生と調和した種類を使用 <input type="checkbox"/> 公共空間から見える場所を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育が良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 動植物の生息環境や樹木を保存 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
壁面や屋上等で緑化を行う場合は、道路等の公共空間から見えるように工夫すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間から見えるよう壁面・屋上を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
屋上等に設置する建築設備は、位置を工夫するなど、道路等の公共空間から目立たないようにすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 建築設備を公共空間から目立たない場所に設置 <input type="checkbox"/> 建築設備を遮蔽 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合													
その他、特に留意した点	—	—	—													

- 備考 1. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「□」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

5) 別紙3 景観形成基準（開発行為）

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性											
方法	切土・盛土による地形の変更は、必要最小限とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	長大な法面・擁壁が発生する場合は、緑化や自然素材の活用等により修景すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を修景 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
緑化	以下の基準により緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規定の緑化面積を確保 <input type="checkbox"/> 規定の樹木本数を確保 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>緑化面積</th> <th>樹木本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>敷地面積の5%以上</td> <td>緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>敷地面積の15%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>敷地面積の10%以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地域区分		緑化面積	樹木本数	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上		暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
	地域区分		緑化面積		樹木本数										
	商業・幹線沿道地域		敷地面積の5%以上		緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上										
海岸周辺地域	敷地面積の15%以上														
暮らし場地域	敷地面積の10%以上														
緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 地域の植生と調和した種類を使用 <input type="checkbox"/> 公共空間から見える場所を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合												
敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育が良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 動植物の生息環境や樹木を保存 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合												
その他特に留意した点		—	・	—											

- 備考
1. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「□」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

6) 別紙4 景観形成基準（土地の形質の変更）

区分	基準の内容	基準適用の必要性	具体的に配慮した点	※基準への適合性										
方法	切土・盛土による地形の改変はすること。、必要最小限と	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合										
	長大な法面・擁壁が発生する場合は、緑化や自然素材の活用等により修景すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を修景 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合										
緑化	以下の基準により緑化を行うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>緑化面積</th> <th>樹木本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・幹線沿道地域</td> <td>敷地面積の5%以上</td> <td rowspan="3">緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上</td> </tr> <tr> <td>海岸周辺地域</td> <td>敷地面積の15%以上</td> </tr> <tr> <td>暮らし場地域</td> <td>敷地面積の10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	緑化面積	樹木本数	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	暮らし場地域	敷地面積の10%以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規定の緑化面積を確保 <input type="checkbox"/> 規定の樹木本数を確保 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	地域区分	緑化面積	樹木本数											
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上											
海岸周辺地域	敷地面積の15%以上													
暮らし場地域	敷地面積の10%以上													
緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 地域の植生と調和した種類を使用 <input type="checkbox"/> 公共空間から見える場所を緑化 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育が良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 動植物の生息環境や樹木を保存 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合											
その他特に留意した点		—	・	—										

- 備考
1. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「□」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

7) 別紙5 景観形成基準（木竹の伐採）

区分	基準の内容	基準適用 の必要性	具体的に配慮した点	※基準へ の適合性
方法	伐採は、必要最小限とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	伐採の位置を工夫し、道路等の公共空間から目立たないようにすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間から目立たない位置を設定 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	伐採後は、植林等の代替措置を講じ、緑の回復に努めること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
その他特に留意した点		—	・	—

- 備考
1. 該当する項目の「」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

8) 別紙6 景観形成基準（屋外における物件の堆積）

区分	基準の内容	基準適用 の必要性	具体的に配慮した点	※基準へ の適合性
方法	堆積等の面積は必要最小限とし、高さはできる限り低くするとともに、整然とした堆積とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	堆積の位置を工夫し、生垣により遮蔽するなど、道路等の公共空間から目立たないようにすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 公共空間から目立たないように物件を堆積 ・	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
その他特に留意した点		—	・	—

- 備考
1. 該当する項目の「□」内に✓印を付してください。
 2. 「具体的に配慮した点」欄は、該当する「□」に✓印を付すとともに、「・」の後に、特に配慮した点を具体的に記入してください。
 3. ※印の欄は、記入しないで下さい。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第9条関係)

様式第13号 (第9条関係)

様式第14号 (第9条関係)

様式第15号 (第10条関係)

様式第16号 (第12条関係)

様式第17号 (第13条関係)

様式第18号 (第13条関係)

様式第19号 (第14条関係)

様式第20号 (第15条関係)

様式第21号 (第15条関係)

様式第22号 (第15条関係)

様式第23号 (第16条関係)

様式第24号 (第17条関係)

様式第25号 (第17条関係)

様式第26号 (第18条関係)

様式第27号 (第19条関係)

様式第28号 (第19条関係)

様式第29号 (第20条関係)

様式第30号 (第21条関係)

様式第31号 (第21条関係)

様式第32号 (第21条関係)

様式第33号 (第22条関係)

様式第34号 (第23条関係)

様式第35号 (第23条関係)

様式第36号 (第24条関係)

様式第37号 (第25条関係)

様式第38号 (別表第1 関係)